

共通テストにおける障害のある受験生への支援の進展と課題

——大学入試センター試験と大学入学共通テストの受験上の配慮を中心に——

立脇洋介（九州大学）

2016 年に施行された障害者差別解消法や大学入学共通テストへの変更が、障害のある受験生の大学受験にどのような影響を与えたかを調査した。その結果、以下の 4 点が明らかになった。第一に、受験上の配慮では、新たな技術を用いた配慮の追加、その他の配慮事項の明確化、申請手続きの支援、根拠資料の追加がなされていた。第二に、COVID-19 の感染拡大時には、別室受験や個室受験に加えて、マスクなしでの受験等も行われていた。第三に、大学入学共通テストや新学習指導要領への変更に伴って、英語の単語数や試験時間の増加など障害のある受験生の負担が増加していた。第四に、2015 年から 2024 年で全志願者数は 12%減少していたものの、受験上の配慮利用者数は 67%増加していた。現状は事後的な合理的配慮によって障害のある受験生の支援が行われているが、今後は試験設計の段階から障害のある受験生を想定し、環境を整備していくことが期待される。

キーワード：障害のある受験生、合理的配慮、大学入学共通テスト、新学習指導要領

1 はじめに

2016 年 4 月、障害者差別解消法が施行された。この法律において行政機関や事業者は、障害を理由とした差別が禁止されるだけでなく、障害のある人からの申し出に対して、過剰な負担でない「合理的配慮」を提供することが求められる。合理的配慮の提供に関して、改正前は行政機関のみが義務であったが、2024 年の改正後は事業者も義務へと変更された。この結果、これまで国公立大学のみであったが、私立大学も合理的配慮の提供が義務となる。このような障害者差別解消法は、入学者選抜を含む教育現場で障害のある学生の支援を大きく進展させてきた。

その一方で、2016 年以降、障害者差別解消法以外にも、入学者選抜を取り巻く状況は大きく変化してきた（表 1）。それらは必ずしも、障害のある受験生が受験しやすくなるものばかりではない。本研究では、大学入試センター試験（以下「センター試験」と表記）および大学入学共通テストにおける受験上の配慮と、COVID-19 への対応や大学入学共通テストへの変更による影響を調べ、障害のある受験生の大学受験の現状と課題について整理する。なお、1979 年の国立大

学共通一次学力試験から 2013 年のセンター試験までの状況については、立脇（2013）が整理しているため、本研究では、それ以降のセンター試験と大学入学共通テストの比較を中心に検討する。

2 受験上の配慮の変化

障害者差別解消法施行前の 2015 年と最新の 2024 年の受験上の配慮を比較し、変化した内容をまとめた結果を表 2 に示す。「新たな技術を用いた配慮の追加」「その他の配慮事項の明確化」「申請手続きの支援」「根拠資料の追加」の 4 点にまとめられる。

2.1 新たな技術を用いた配慮の追加

拡大文字は、元々 14 ポイントのゴシック体のみであった。2016 年には 22 ポイントのゴシック体が追加され、2024 年から 22 ポイントの UD フォントに変更された。UD フォントは、可読性、視認性、識別性などが高く（楊・須長・藤紀・伊原、2019）、読みに困難のある受験生でも読みやすく作られている。

聴覚障害の受験生は、2023 年からリスニングにおいて、補助援助システムが利用できるようになった。補助援助システムは、高等学校や大学でも近年利用が広がっており、普段の教育環境に近い条件で受験しやすくなった。

2.2 その他の配慮事項の明確化

元々その他の配慮事項は、受験生が自由に記述する形式であった。2024 年からは、具体的な内容が列挙

表 1 障害のある受験生の入学者選抜を取り巻く状況

2016 年	障害者差別解消法の施行
2021 年	大学入学共通テスト開始
	COVID-19 への対応（～2023 年）
2024 年	改正障害者差別解消法の施行
2025 年	新学習指導要領の下での選抜

表 2 受験上の配慮の変化 (大学入試センター, 2023a などから作成)

1. 新たな技術を用いた配慮の追加
・ 22ポイントのUDフォントの拡大文字
・ リスニングでの補助援助システムの利用
2. その他の配慮事項の明確化
・ 「試験室の設備」や「座席位置」に関する配慮事項
・ 「試験時間中の動作」に関する配慮事項
・ 「持参使用するもの」に関する配慮事項
・ 「試験時間中に監督者等へ求める対応等」に関する配慮事項
3. 申請手続きの支援
・ 具体的かつ丁寧な申請に関する説明
・ 音声・字幕付きの説明動画
4. 志願者の状況が理解できる資料の追加
・ 肢体不自由による時間延長の自著欄
・ 時間延長1.5倍と個室受験で詳細な理由の提出

表 3 試験時間の変化

	2015年	2025年 (予定)
1日目 (通常)	9:30~18:10	9:30~18:20
1日目 (1.5倍延長)	9:30~19:35	9:30~19:50
2日目 (通常)	9:30~17:40	9:30~18:00
2日目 (1.5倍延長)	9:30~18:55	9:30~19:25

されたため、申請できる配慮事項がわかりやすくなった。「試験室の設備」や「座席位置」に関する配慮事項としては、座席の位置、室温・照明の調節など 12 の配慮が設定されている。座席位置については、希望する位置を図示して申請できる。「試験時間中の動作」に関する配慮事項としては、薬の塗布、水分補給など 16 の配慮が設定されている。「持参使用するもの」に関する配慮事項としては、読書・書字補助具、医療器具など 41 の配慮が設定されている。通常は禁止されている定規も、「読書補助具」としての使用のみなら使用が認められる。「試験時間中に監督者等へ求める対応等」に関する配慮事項としては、リスニングにおいて機器の操作等の補助、試験室内の誘導など 11 の配慮が設定されている。

2.3 申請手続きの支援

受験上の配慮を申請しやすいよう、申請書類において、申請に関する説明が具体的かつ丁寧に記載されるようになった。例として、「障害や申請する配慮ごとに必要な書類のリスト」「Q&A」「記載例」などのページが追加され、ページ数は 56 ページから 72 ページに増加していた。

さらに、元々は大学入試センターの web ページで、

画像形式 PDF ファイルの申請書類が公開されていただけであった。そのため、文字を読むことが困難な人が申請しにくいという問題が指摘されていた。現在は、音声読み上げソフトを利用できるテキスト形式のファイルや、音声・字幕付きの受験上の配慮案内説明動画も公開されている。

2.4 根拠資料の追加

いくつかの配慮では、配慮の審査時の判断を妥当なものとするために、必要な根拠資料が追加されていた。例えば、肢体不自由でマークの記入が理由で時間延長を申請する場合、マークの記入にかかる時間を記載するようになった。また配慮のうち、時間延長は 1.3 倍と 1.5 倍があり、少人数教室での受験は別室受験と個室受験がある。これらの配慮の判断には、受験生の詳細な状況が必要という理由から、追加の根拠資料が提出されるようになった。

3 COVID-19 への対応

COVID-19 の感染が拡大した 2021 年から 2023 年の大学入学共通テストでは、全ての受験生が特別なルールのもと受験に臨んでいた。

障害のある受験生のうち、重症化の可能性がある人

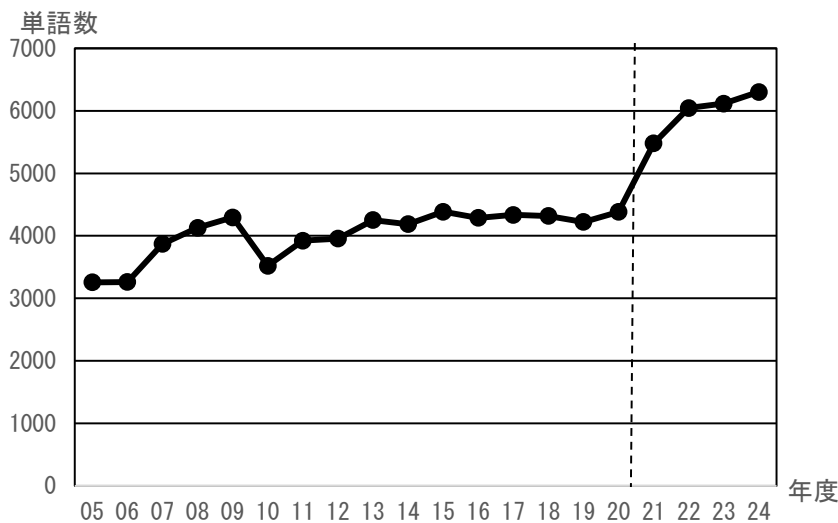


図1 センター試験・大学入学共通テストの英語（リーディング）の単語数の推移

や感染リスクが高い人については、別室受験や個室受験を利用することができた。逆に、マスクが着用できない人についても、申請をすることでマスクなしでの受験が認められていた。

4 大学入学共通テストと学習指導要領への変更

センター試験から大学入学共通テストへ移行する際、当初は「記述式問題」「英語4技能」の導入が予定されていた。これらの試験は、「書き」「話す」という従来と異なる回答方法のため、障害のある受験生に対して、新たな支援が必要と考えられ、検討されていた（文部科学省，2019）。また英語に関しては、4技能に変更されることに伴い、筆記試験から発音やアクセントに関する問題が削除され、読解問題のみで構成される、リーディングへと変更された。その結果、単語数が大きく増加し、センター試験の4300語から、6300語と2000語程度も増加した（図1）。

また、新しい学習指導要領の下で行われる2025年の共通テストからは、新しい教科である情報が追加されるとともに、国語の試験時間が増える。その結果、1日目、2日目ともに、試験時間が延長される。最長の1.5倍の時間延長を利用した場合、12時間程度受験することになる（表3）。

5 受験上の配慮利用者数

センター試験と大学入学共通テストの受験上の配慮利用者数と全志願者数をまとめた結果を図2に示す。

2015年から2024年にかけて、全志願者数は少子化等の影響により55.9万人から49.2万人へと12%減少していた。一方、受験上の配慮利用者数は、2372人から3963人へと67%も増加していた。いずれの障害ともに増加しているものの、特に増加したのは病弱（133人から940人）と発達障害（148人から507人）であった。

6 まとめ

2016年の障害者差別解消法施行以降、障害のある受験生の大学受験の現状について整理した。その結果、受験上の配慮やCOVID-19への対応では、合理的配慮の提供によって、障害のある受験生が受験しやすい環境を整えてきたと考えられる。その一方で、試験時間や試験実施方法、出題内容など、共通テスト全体に関わる変更は、障害のある受験生にとって、受験しにくく、負担の大きな変更になっていると考えられる。

文部科学省の障害のある学生の修学支援に関する検討会（2024）の第三次まとめ報告では、障害を理由とする差別の解消に関して、以下のように述べられている。

障害を理由とする差別の解消のための取組は、……環境の整備と合理的配慮の提供を両輪として進めることが重要である…合理的配慮は基本的には個々の障害のある学生から意思が表明された後に建設的対話を経て大学等が提供する過程をとるため、個別

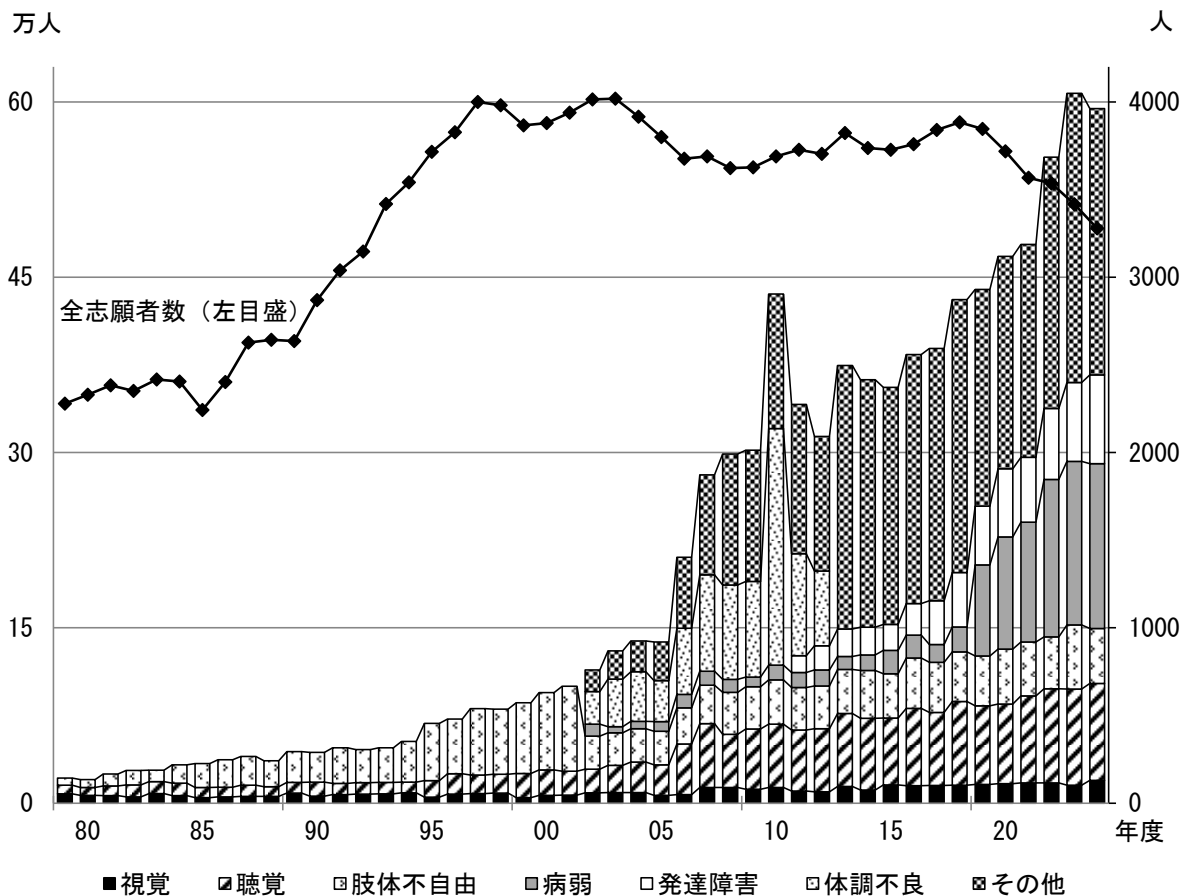


図2 センター試験，大学入学共通テストの受験上の配慮利用者数の推移
(大学入試センター，2023b などから作成)

的・事後的な性格を有する。これに対して、環境の整備は、個々の障害のある学生から意向が表明される前に不特定の障害のある学生を念頭に置いてあらかじめ行われる過程をとるため、一般的・事前的な性格を有する。

現在，試験時間や試験内容等は，障害のある受験生のことを考慮せず，障害のない受験生にとって最適よう設計され，事後的な合理的配慮のみによって差別の解消が図られている。しかし，障害のある受験生の負担の大きさを考慮すると，合理的配慮だけでは限界があり，設計の段階から障害のある受験生を想定し，環境を整備していくことも必要であろう。例えば全ての試験問題冊子のフォントをUDフォントにすれば，特別な問題冊子を必要としない人も出てくる。このように，試験自体のユニバーサルデザインを行うことで，これまで以上に充実した支援が期待される。

謝辞

本研究はJSPS 科研費 JP 20K02942 の助成による研究成果の一環である

参考文献

- 大学入試センター (2023a). 「令和6年度受験上の配慮案内」 大学入試センター
https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r6/r6_hairyo.html (2024年7月31日)
- 大学入試センター (2023b). 「令和6年度試験 受験上の配慮決定者数」 大学入試センター
https://www.dnc.ac.jp/kyotsu/shiken_jouhou/r6/ (2024年7月31日)
- 文部科学省 (2019). 大学入学共通テスト実施方針 (追加分) 策定に当たっての考え方
https://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/_icsFiles/afieldfile/2018/08/10/1397731_004_1_1.pdf

楊寧・須長正治・藤紀里子・伊原久裕 (2019). 「ユニバーサルデザインフォントの可読性：ユニバーサルデザインフォントの評価に関する研究－2－」 『デザイン学研究』, **65** (4), 1-8.

障害のある学生の修学支援に関する検討会 (2024). 「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告（第三次まとめ）」 文 部 科 学 省 https://www.mext.go.jp/content/20240321-mxt_gakushi01-000034752_2_1.pdf (2024年7月31日)

立脇洋介 (2014). 「共通一次及びセンター試験における障害者特別措置の変遷」 『大学入試研究ジャーナル』, **24**, 243-249.